

令和2年3月11日

各指定障がい者入所施設 管理者様
各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様
各指定特定相談支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様
各移動支援事業所 管理者様
各地域活動支援センター 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、厚生労働省より「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）および「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日付事務連絡）」に関するQ&Aについて」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）が発出されましたので、周知いたします。

社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項について整理されていますので、留意事項を踏まえた対策を徹底していただきますようお願いいたします。

また、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月27日現在）」（令和2年2月27日付け厚生労働省子ども家庭局福祉課ほか連名事務連絡）につきまして、厚生労働省より、3月7日午前0時から本邦への上陸拒否の対象が拡大されたことを踏まえ、同通知を廃止し、今後の対応について新たに「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月7日現在）」（厚生労働省子ども家庭局福祉課ほか連名事務連絡）が発出されましたので、周知いたします。概ね過去14日以内に当該地域から帰国した職員等については、留意事項を参考にご対応していただきますようお願いいたします。

さらに、社会福祉施設等の職員が新型コロナウイルスに感染する事例が報告されていますが、社会福祉施設等において感染拡大の防止を図る観点からは、職員においても、職場

はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であるため、社会福祉施設等の職員においては、「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（令和2年3月1日版）を踏まえ、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、厚生労働省や大阪府、大阪市のホームページを適宜確認していただきますようお願いいたします。

記

1 添付資料

- ・【厚生労働省通知】社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について
- ・【厚生労働省通知】「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日付事務連絡）」に関するQ&Aについて
- ・【厚生労働省通知】社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月7日現在）
- ・新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために（令和2年3月1日版）

2 新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ

○大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

○大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000157158.html>

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryosakakansensho/corona.html>

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608